

一般社団法人日本卸電力取引所 社員規程

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「本法人」という。）の定款第2章に定める社員に関する事項について定める。
- 2 この規程の変更は、社員総会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(社員適格)

- 第2条 本法人は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「社員適格者」という。）に、本法人の社員たる資格を付与することができる。
- ① 本法人の運営する卸電力取引所（以下「本取引所」という。）の参加資格を有する者（以下「取引会員」という。）
- ② 前号の他、理事会が適格と認めた者
- 2 入社後に社員適格者に該当しなくなった場合、当該社員は、社員たる資格を当然に喪失するものではない。

(欠格事由)

- 第3条 本法人は、社員適格者が次の各号のいずれか（以下「欠格事由」という。）に該当する場合、社員たる資格を付与することができない。
- ① 破産者で復権を得ない者又は外国法令上これと同様に取り扱われている者、若しくは会社更生・民事再生等の途中の者
- ② 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでの者
- ③ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人若しくは外国の法令上これと同様に扱われている者
- ④ 本法人又は他の取引所から除名処分を受けた者
- ⑤ その他理事会が社員として不適格であると認める者
- 2 入社後に欠格事由に該当するに至った場合、当該社員は、社員たる資格を喪失したものとみなされる。

(入社条件)

- 第4条 本法人に入社を希望する者（以下「入社希望者」という。）は、次の各号に定める入社条件に同意しなければならない。
- ① 本法人の定款、その他本法人の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守すること。
- ② 基金を拠出すること。最低拠出金額は金300万円、1口の拠出金額は金50万円

とし、現物抛出は認めない。

(入社手続)

第5条 入社希望者は、理事会の作成した入社申込用紙2通に、住所、氏名又は商号若しくは名称及び基金の申込みをしようとする金額を記載して、これに記名捺印し、本法人に提出しなければならない。

2 前項の入社申込用紙には、次に掲げる書類（以下、入社申込用紙と併せて、「入社申込書類」という。）を添付しなければならない。

- ① 2名以上の社員による推薦書。ただし、理事会が必要でないと認めたときは、この限りでない。
- ② 取引会員であるときは、取引会員証の写し
- ③ 前各号のほか、理事会が必要と認める書面

(審査手続)

第6条 本法人は、前条の入社申込書類を受領した後、遅滞なく、理事会を開催し、定款第8条第1項に基づき入社可否を審査するものとする。

2 本法人は、前項の理事会の決定内容を、入社希望者に、書面をもって通知する。なお、承認の通知を受けた入社希望者は、入社申込用紙に記載した基金の申込みをしようとする金額の全部または一部について、基金の抛出の同意を取り消すことはできないものとする。

3 理事会が入社希望者の入社を承認した場合、社員総会において、入社希望者の抛出する基金の増加と、これに伴う定款変更について、承認決議を得るものとする。なお、当該社員総会に出席する社員は、合理的な理由がない限り、承認を拒否することができない。

4 前項の社員総会の承認を得た後速やかに、本法人は、基金の抛出の申込用紙を入社希望者に送付する。なお、社員総会の承認が得られないときは、その旨の理由を付して通知する。

5 本法人は、本条に定める審査等のために、入社希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。

(基金の抛出)

第7条 基金の抛出の申込用紙を受領した入社希望者は、遅滞なく、次の手続を行うものとする。

- ① 基金の抛出の申込用紙を受領後、基金の抛出を申し込もうとした金額について、基金の抛出の申込みを行うこと
- ② 理事会による基金の割当の通知を受領後、当該通知及び理事会の指示に従い、基金の払込みその他理事会が必要と認める手続を行うこと

2 本法人は、基金の払込みを確認後、速やかに、社員名簿の記載を変更し、基金の抛出を証明する書面を交付する。

(社員資格の取得)

第8条 入社希望者は、前条の基金の拠出を証明する書面の交付をもって、社員たる資格を取得する。

2 社員たる資格を取得した者は、速やかに、当該年度の年会費を支払うものとする。

(年会費の免除)

第9条 取引会員として、別に定めるところに従い年会費（以下「取引会員年会費」という。）を納める社員は、取引会員年会費の金額を限度として、年度を同じくする社員としての年会費（以下「社員年会費」という。）を支払う義務を免れる。

(届出事項)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって本法人に届け出なければならない。

- ① 社員適格を喪失した場合及び欠格事由に該当するに至った場合
- ② 社員が取引会員資格を喪失したとき
- ③ 氏名又は商号若しくは名称を変更したとき
- ④ 住所又は本店若しくは主たる事務所を変更したとき
- ⑤ 資本金額（出資総額を含む。）を変更したとき、定款の重要な変更のあったとき、又は代表権を有する取締役若しくはこれに相当する者の氏名を変更したとき
- ⑥ 合併若しくは分割、又は会社の重要な営業の全部若しくは一部を譲渡したとき
- ⑦ 支払不能状態に陥ったとき、又は銀行取引の停止処分を受けたとき
- ⑧ 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき
- ⑨ 破産、民事再生若しくは会社更生手続の開始、特別清算の開始又は商法上の会社の整理の開始の申立てのあったとき
- ⑩ 電力の売買等に関する取引に係る重要な訴訟の当事者となったとき
- ⑪ 犯罪嫌疑で起訴されたとき
- ⑫ 他の取引所から除名処分を受けたとき

2 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を書面をもって本法人に届け出なければならない。

- ① 法人が破産により解散し、又は個人が破産した場合においては、その破産管財人
- ② 合併及び破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人
- ③ 個人が死亡した場合においては、その相続人
- ④ 個人が成年被後見人となった場合には、その法定代理人

3 前二項に定める場合のほか、本法人は、合理的な理由に基づき理事会が必要と認める事項について、社員に届出又は報告を求めることができる。

(遵守事項)

第11条 社員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 本法人の円滑な運営と事業活動の発展に努めること
- ② 本取引所での取引における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって本取引所の機能の維持及び向上に努めること
- ③ 法令及び本法人の定款その他諸規程等を遵守すること
- ④ 本法人の信用を重んじ、これを損なう行為を行わないこと
- ⑤ 入社中はもとより退社後であっても、本法人について知り得た機密情報及び本法人の社員又は取引会員の個人情報を漏えいしないこと

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項は、定款の定めるところによる。

制定施行 平成16年7月20日

改定 平成26年1月9日